

諮問番号：平成 29 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 29 年度答申第 1 号

## 答 申 書

平成 30 年 3 月 12 日

南あわじ市行政不服審査会

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

関係書類及び当審査会で実施した口頭意見陳述の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 現在の収入に対しての年税額が割高であるため、本件処分の取消しを求める。
- (2) 国民健康保険税の課税の算定方法について、なぜ所得割、資産割、均等割及び平等割の合計額であるのか納得できない。
- (3) 納税通知書やパンフレットには、税額の計算根拠の説明しかなく、記載内容がわかりにくい。簡単でわかりやすいパンフレットの作成を求める。
- (4) 所得割を算定する所得は前年のものであるが、本年の所得で算定できるように制度の改正を求める。
- (5) 同じような年代の年金生活者では、国保税の支払い以外に医療機関や薬局での窓口負担があるため病院へかかるのを遠慮してしまい、公の保険制度が安心して利用できず、日本国憲法第 25 条に反するものである。

#### 2 処分庁の主張

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

なお、審査請求人の主張(4)及び(5)については、当審査会で実施した口頭意見陳述時に述べられたものであるため、これに対応する処分庁の主張はない。

- (1) 審査請求人の平成 29 年度国民健康保険税額の算定は、地方税法及び南あわじ市国民健康保険税条例（以下「国保税条例」という。）の規定に基づいて適正に行われている。
- (2) 国民健康保険税額の課税について、所得割、資産割、均等割及び平等割の合計額とする算定方法は、地方税法に基づいた適正な手続きである。
- (3) 本件処分の取消しを求める審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人に対する平成29年度国民健康保険税は、国保税条例第2条第1項の規定により、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を算定し、また審査請求人が同条例第23条第2号の軽減世帯に該当するため、それぞれの規定による減額を行い、端数調整して得た額の合算額により賦課されたものであり、違法または不当な点は認められない。
- (2) 本審理は、処分庁によってなされた個々の処分が法令や条例の正しい解釈に基づき適正に行われたかどうかを審理するものであって、個々の処分の前提となっている国民健康保険制度自体の適否や国民健康保険に関する法令や条例の内容及びこれらの規定によって定められた国民健康保険税の年税額や徴収方法の相当性について審理する権限を有しているものではない。
- (3) 国民健康保険税制度に関するパンフレット等における詳細な説明についての審査請求人の主張については、処分庁の事務執行に対する要望と認められるため、本審理の対象外である。
- (4) 他に本件の処分庁の処分について、違法性又は不明な点は認められない。

### 第4 審査庁の意見

本件処分は、法令に基づいた適正な賦課決定処分であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年1月11日 諮問書受理

平成30年2月8日 調査審議

平成30年2月26日 審査請求人による口頭意見陳述及び調査審議

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 審理手続について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

#### 2 審査会の判断について

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成29年度国民健康保険税額について、関係法令等に基づき当審査会で検証した結果、違法又は不当な点は認められな

った。(別紙参照)

(2) 審査請求人は、国民健康保険税の算定方法が所得割、資産割、均等割及び平等割の合計額で課税されることについて不合理を主張しているが、当審査会は個々の行政処分の違法性及び不当性を審議する機関であり、法令や条例そのものの不当性について審議する機関ではないため、当該主張は行政不服審査法における審査の対象外である。

(3) 地方税法第 718 条の 3 において、地方公共団体は国民健康保険税を特別徴収によって徴収しようとする場合は、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額その他総務省令で定める事項を 9 月 30 日までに通知しなければならない旨が規定されている。また、その記載すべき内容については地方税法施行規則第 24 条の 32 において規定されている。

本件処分にかかる納税通知書は、処分庁より審査請求人に対して平成 29 年 7 月 12 日に同日付で送付されていることと、また処分庁に対する審査請求人の反論書において添付されている納税通知書の写しを見る限り、この点において違法性及び不当性は認められない。

(4) 審査請求人は、当該納税通知書やパンフレットには計算根拠の説明がなく、記載内容がわかりにくいと主張するが、市の政策部分への要望と考えられるため、行政不服審査法における審査の対象外である。

また、当審査会の実施した口頭意見陳述において審査請求人が述べた国民健康保険税の算定方法の制度改正及び医療機関等における窓口負担に関する主張についても、国の政策部分への要望と考えられるため、行政不服審査法における審査の対象外である。

(5) 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

南あわじ市行政不服審査会

会長 道上 明

委員 入谷 修司

委員 木戸 秀行

委員 松本 裕昭

委員 堀川 雅清

別紙 省略